

旧制中学西洋史教科書の成立

柳川平太郎 (高知大学教育学部)

Die Entstehung der Schueltextbuecher der europaeischen Geschichte von den alten Mittelschulen in Japan

Heitaro Yanagawa (paegogische Fakultaet der Kochi Universitaet)

Zusammenfassung:

In diesem Aufsatz behandelte ich die Schueltextbuecher von den europaeischen Geschichte waehrend der Meiji-Zeitalter in Japan. Dabei versuchte ich die Analyse, wie Europa in dieser Schueltextbuchern schildert hatten wurden. Die aeltere Schueltextbuecher ueber die europaeische Geschichte in Japan hatte die anderen Namen, naemlich auf japanisch "Bankokushi" (Weltgeschichte oder Universalgeschichte). Ueber die Wandelung von "Bankokushi" zur "Seiyoshi (Europaeische Geschichte) anlysierte ich hier auf grund der Analyse der Schueltextbuecher in "Tosyo-Bunko in Tokyo".

キーワード：旧制中学、教科書、西洋史

Schlüsselwort: alte Mittelschule, Schueltextbuch, europaeische Geschichte

1. はじめに

本稿は旧制中学歴史教科書の網羅的分析作業の一環として、明治30年前後の西洋史教科書を中心とする教科書叙述の変化を探ろうとする試みである。この時期、旧制中学の「歴史」では西洋史の教科書が「万国史」から「西洋史」と言う名称に変わりつつあった。当初の翻訳書「万国史」時代から日本人著者による「万国史」へと変更されたあと、「万国歴史」あるいは「万国史」と言う名称自体が消え、「西洋史」が教科書名として定着していった。ここでは、この時期の教科書の変化を、編別構成や叙述内容の変化から考察すると同時に、それにつれて「東洋史」教科書側にもどのような変化が見られたのかについても検討する。

今試みに明治29年から明治32年にかけての旧制中学校教科「歴史」の「西洋史」に関する教科書を東京書籍『東書文庫目録』等から確認してみると、次のような変化がみられる。

明治29(1906)年旧制中学校「歴史」に「西洋史」の教科書が誕生した時に存在した教科書は、以下の通りである。

No.1 原勇六『中等教科西洋史』巻1～巻4、全4冊(文学社、和装本、以下Aと略記)

No.2 磯田良『世界歴史』(富山房)

No.3 『万国小歴史』(敬業社)

それが、明治30(1907)年には、次のように変化していた。

No.4 石田新太郎『西洋歴史』(普及舎)

No.5 木寺柳次郎『中等教科西洋歴史』(博文館)

No.6 大原貞馬『中等教科万国小史』(大阪・三木佐助)

更に翌年明治 31 (1908) 年を見てみると、

- No.7 小川銀次郎『西洋史要』(金港堂)
- No.8 高桑駒吉『中等西洋史』(大日本図書)
- No.9 原勇六『中等教科西洋史』(文学社、No.1の訂正再版)
- No.10 原勇六『中等教科西洋小史』(文学社)
- No.11 『万国小歴史』(No.3の改訂増補版)

更にまた明治32年には次のように増加している。

- No.12 白鳥庫吉『新撰西洋史』(富山房)
- No.13 原勇六『中等教科西洋史』(文学社、No.1の訂正再版、No.9に同じ)
- No.14 原勇六『中等教科西洋小史』(文学社)
- No.15 原勇六『簡易西洋史』(内外出版協会)
- No.16 広田直三郎『中等西洋歴史』(教科書院)
- No.17 本田浅治郎『新版西洋歴史教科書』(開盛堂)
- No.18 箕作源八『西洋史綱』(六盟館)
- No.19 吉国藤吉『西洋史』(内田忠鶴閣)
- No.20 『万国小歴史』(敬業社、No.3/No.11の訂正増補 17版、翌年明治 33年には消滅)
- No.21 高瀬二郎『中等教育万国小歴史』(教育書房)
- No.22 雨谷英太郎『世界史要』(敬業社)
- No.23 小川銀次郎『西洋史略』(金港堂)

他方、同時期の「東洋史」教科書についてみると、明治26年には

- No.24 青山正夫『訂正支那文明史略』(大阪・松井九兵衛)
- No.25 市村禮次郎『支那史要』(東京・吉川半七)
- No.26 西村豊『支那史綱』(敬業社)

と言うラインナップであったのが、

明治29年には

- No.30 大槻如寛『東洋分割史』(内田老鶴閣)
- No.31 『新撰支那小史』(教育書房)
- No.32 藤田豊八『中等教科東洋史』(文学社)

と言う形で、支那史から東洋史への名称の変化が見られる。

また、明治30年には

- No.33 松島剛『中等東洋歴史』(敬業社)
- No.34 市村禮次郎『東洋史要』(東京・吉川半七)
- No.35 中等学科教授法研究会『中等教程東洋歴史』(中等学科教授法研究会)
- No.36 藤田豊八『中等教科東洋小史』(文学社)
- No.37 宮本正實『東洋歴史』(富山房)

更に明治 31年には

- No.38 木寺柳次郎『中等教育東洋歴史』(博文館)
- No.39 桑原『中等東洋史』(大日本図書)
- No.40 関藤成緒『新撰支那小史』(教育書房)
- No.41 高山栄一校閲『中等東洋歴史』(敬業社)

そして明治 32年には西洋史の場合と同様に次のように大幅に増加している。

- No.42 小川銀次郎『東洋史要』(金港堂) <註 1 >

- No.43 大野芳衛『中等教科東洋史』（育英社）
- No.44 荻野仲三郎『中等東洋史』（山海堂）
- No.45 修心館編『新撰東洋史』（修心館）
- No.46 棚橋一郎『中等教育東洋史』（三省堂）
- No.47 下村三四吉『中学東洋小史』（目黒書房）
- No.48 坂本健一『新撰歴史・東洋之部』（富山房）
- No.49 開成館編修所編『新編東洋史教科書』（三木書店）
- No.50 河野通章『東洋史綱』（大蔵書店）
- No.51 桑原編『初等東洋史』（大日本図書）
- No.52 木寺柳次郎『中等教育東洋歴史』訂正再版（博文館）
- No.53 藤田豊八『中等教科東洋史』訂正再版（文学社）
- No.54 普通教育研究会編『東洋史要』（普通教育研究会）
- No.55 藤田豊八『中等教科東洋小史』（文学社）

なお、この時期明治29年から明治32～33年にかけての時期は、明治19年中学校令以降発展してきた尋常中学校歴史教育とそこでの検定教科書充実の時期にあたり、明治35年に教授要目で次の段階として一層の内容指定が強まる段階の直前段階にあたる。そのような時期において重要なのは教科書検定制度の明確化であって、明治32年には次のような形で中学校令改訂において条文によって検定教科書の定義が明確にされていた。

「第12条 中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノニ就キ地方長官ノ認可を経テ学校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ検定ヲ経サル教科書ヲ使用スル必要アルときは地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ経テ一時其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得。中学校教科書ノ検定ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム」（教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』4、pp.155-156参照）

このように、教科書検定の拘束度が強まり、文部省権限による検定規則の規定が予告された事からも、この時期には教科書の役割が一層大きくなっていったと思われる。

本論文では、以下、最初に目次の比較検討から西洋史教科書の編別構成上の特色を検討する。その際、東洋史教科書側の変化を検討する際にも比較可能な様に、特に三者の執筆教科書目次の比較を中心に検討を行う。これら三者はいずれも同時に西洋史とともに東洋史も編纂していた人たちで、木寺柳次郎・松島剛・小川銀次郎を対象とする。またその中には「万国史」段階から教科書執筆に従事していた人も含まれていた。

2. 編別構成上の特色と変化

別稿（『高知大学教育学部研究報告』第73号人文科学編、2016年所収、拙稿「万国史から西洋史へ」論文）でも確認したように、わが国で最も早く「西洋史」を中等教科教科書用に執筆したのは、原勇六（前掲リスト No.1）であった。原は、単に先駆的に「西洋史」と題して教科書執筆に携わったばかりではなく、そこには明確な意図がこめられていた。特に、従来からの「万国史」的世界観に見られる人種論的観点、とりわけ「アリア人種優越論」的視点には批判的であった。原の書における「印度史」の除外もそのような意図からのものと考えられる。

それでは、その後明治32～33年頃の草創期「西洋史」教科書出版時代には全体としてどのような傾向や特色が見られるのであろうか。以下、既に本論文冒頭で確認した教科書リストから数点を選び、その編別構成や代表的単元に関して比較考察を順次試みてゆきたい。

①木寺柳次郎の場合

緒論 第1編 古代史 第1部埃及及西南亞細亞諸国

第1章埃及 第2章バビロニア及アッシリア 第3章フェイニケ 第4章猶太 第5章波斯
 第2部希臘 第1章古伝説 第2章スパルタ及雅典の勃興 第3章波斯戦争
 第4章雅典スパルタテバイの消長 第5章マケドニア盟主時代 第6章文明
 第3部羅馬 総論 第1章王政時代 第2章貴族と平民との争
 第3章伊太利内外に於ける羅馬勢力の拡張 第4章内訌時代 第5章羅馬諸帝
 第6章基督教の拡布 第7章西羅馬帝国の末路 第8章文明
 第2編 中世史（以下章別名を略して第1期～第3期の時期分けのみ略記）
 第1期西羅馬帝国の滅亡よりヴェルダン条約まで 第2期ヴェルダン条約より大空位時代まで
 第3期大空位時代より宗教改革まで
 第3編 近世史 総論 第1期宗教改革よりウェストファレン条約まで
 第2期ウェストファレン条約より仏蘭西革命まで
 第4編 最近世史 総論 第1期フランス革命より維納会議まで
 第2期維納会議より仏国二月革命まで 第3期 仏国二月革命より今日まで
 （最終章は第6章露土戦争と埃及事件 第7章十九世紀の文明）

②松島剛の場合はどうかと言うと、上記の木寺柳次郎著書とほとんど変わらず同一と言っても良いほど一致している。僅かに違うのは、章の順序の一部あるいは章名の違い程度である。例えば、第1編第1部については、「猶太」の章が第2章で埃及の次に配列されていることと第2部第1期第1章が「古代の希臘」となっている程度の違いに過ぎない。

③小川銀治郎の場合

木寺と松島のような類似例に対し、小川銀治郎の場合には次のように異なる目次構成が見られる。

第1巻	上世史	第1篇古代の東方諸国	第2篇波斯と希臘との競争
		第1章埃及	第1章希臘の古代
		第2章フェニシアの古代	第2章波斯戦争
		第3章ヘブリュー	第3章ペリクルスの治世
		第4章アッシリア及バビロニア	第4章希臘と波斯の交渉
		第5章波斯の勃興	
		第3篇歴山王国及ひ其分裂	第4篇羅馬の諸国併呑 第5篇羅馬帝国
		第1章マヒドニアの強大及ひ波斯の滅亡	第1章羅馬の勃興 第1章羅馬帝国の隆盛
		第2章歴山王国の分裂	第2章羅馬の外国征伐 第2章帝国の盛衰
			第3章羅馬の内訌 第3章基督教の蔓延
第2巻	中世史	第1篇蛮人の移住	第2篇基督教徒及ひ他教徒の争
		第1章蛮人の帝国侵入	第1章東羅馬と波斯との葛藤
		第2章ジャスチュアン帝の偉業	第2章回々教国の勃興
			第3章羅馬法王及ひフランク国の強大
			第4章フランク国及ひ回々教の分裂
			第5章北人の横行
		第3篇法権の全盛	第4篇法権頽廢の時期

（以下略——引用者）

4. 東洋史教科書側の変化

木寺柳次郎・松島剛、小川等銀次郎は、西洋史と同時にほぼ同時期に、前述のリストにも見られ

る様な東洋史教科書をも執筆していた。

これらの東洋史教科書では、中国史が「支那史」として東洋史全体を指して印度史等を抜いた東洋史＝支那史が専らであったのに対し、次第に変化が見られた。例えば、かつて「万国史」と言う名称で西洋史分野の中で「印度」が扱われていた部分にも大きな影響を受けている。東洋史教科書の中でも「印度」関連項目が登場することによって、東洋史が「支那史」から脱却していく過程が見られる。こうした変化の中で「東洋史」の範囲あるいは性格規定をめぐっても意識され始めており、次のような発言も見られるに至った。松島剛は、その教科書叙述の冒頭「凡例」において明治30年に以下の記述を残している。

「凡例第一、東洋歴史ノ、支那歴史ニ代リテ、尋常中学ノ学科タルベキコトハ、既ニ我教育界ノ定論ナリト雖、之ガ教科書ニ至リテハ、或ハ鴻巻ニ過ギ、或ハ支那一国ニ偏シ、未ダ完全ナル者ヲ見ザルガ如シ（以下——中略——引用者）。

第二、ヲハ東洋歴史ノ中心ナルヲ以テ、本書モ殆ト紙数ノ半ヲ費シテ、其ノ政治文明ノ両史ヲ略叙セシト雖、其ノ他ノ諸国ニ於テハ重ニ外交ニ注ギテ、国民相互ノ関係ト種族消長ノ跡トヲ詳ニセリ、是レ蓋シ列国史ノ本領ナレバナリ。」

また、松島はほぼ同時に執筆していた西洋史教科書の冒頭「凡例」において、自ら「世界史」を「西洋史」と「東洋史」の「総合」として捉えようとし、両分野の関係を次のように述べてもいる。「凡例第二、西洋歴史と東洋歴史とは相俟ちて茲に完全なる世界史をなす。故に本書は東西両洋に関連せる諸点を注意せり」と。

次に、上掲書で記されている「印度」に関する内容を比較のために確認しておきたい。

「印度の支那に知られしは漢武帝の時に始まる。張騫西域に使用してその名を聞き、幾たひか之に通せんとして成らず、当時之を身毒といふ。即ち今の印度なり。」と、中国史との関わりで、「第十章印度仏教の東漸」の文章を始めている。更に。地誌・人種・思想の順に次のように6ページほどの記述が行われていた。

「印度は世界旧国の一なり。国中に二大河あり、河（ガンジー）は喜馬拉耶山に沿ひて東流し、支那地方と界し、印度河（インダス）はソリマン山脈に沿ひて南流し、伊蘭地方と境す。古代印度の開花は実に此間に起る。古代印度の開花は実に此間に起る。度羅毘陀人種なるもの早くこの地に住す。凡四千余年前亜利亜（アリアン）人の一派中央亜細亜より印度河を渡り、土着の度羅毘陀人と戦ひ一部は之を駆逐し、一部は之を服属し、居をうの地を定む。印度の文化は此亜利亜人の文化なり。深遠なる哲学宗教、優秀なる工芸技術、多くはその手に出で、殆ど古代文明の頂点に達せり。（以下略——引用者）」

他方、古代インドの取り扱いでかつて「西洋史」の前身である「万国史」ではその第一部「古代東方諸国」部分でエジプトと一括して扱っていた「古代印度史」を東洋史教科書で取り上げるようになったのに対し、近世史の部分でもインドの植民地化過程を次のように叙述している。

「第7章英領印度の建設

莫臥兇帝国はシャー・ジュハンの子グツェップに至りデカンのビジャプール、ゴルコンダを滅ぼしたれども、マラーッタの勢は益々強く且つ帝の回々教を尊信して印度教徒を虐待せしより其教徒の叛乱相継ぎて起り帝の死後（1707年）莫臥兇朝の權威は頗に地に墜ちぬ。之に反して英国東印度商会は1688年孟買を建て尋でカルカッタの基礎を置き、仏蘭西も亦ボンデシュリー、サンデルナゴールを建てて英国と競争し、本国戦あるや毎に此地に於て相戦へり。仏国はデュプレイのボンデシュリー総督となるに及び土着諸侯の攻伐に加わりて連に領土の拡張を図りしが、英国は東印度商会のクライヴの仏人と通ぜカーチナック侯を破り、又ベンゴールの副王スラッジ・ウド・ドーラをプラッシーに破るに及び（1757年）、威遙に仏国の右に出でぬ。かくてクライヴは功を以て印

度植民地の総督に拝し、更に兵を出してボンディシェリーを陥れ、又蘭領チンスラーを略取しき。」

同様に木寺柳次郎も印度の植民地化過程を次のように扱っているが、節毎に国別にヨーロッパ諸国のインド進出状況を比較的詳しく手際よくまとめている。

「第4章英領印度の興起

第1節 印度は夙に欧州人の涎を垂れし豊土にして之が通商の便路を発見せんと欲せし者其の数少なからざりしが、西紀1498年に至りてバスコ・デ・ガマといへる葡萄牙王の命を奉じて始めて弗南一周の新航路を開き印度の南端なるカリカットに上陸して其地の牧長と通商の約を結べり。

第2節 (和蘭東印度商社の進出——中略——引用者)

第3節 英人は西紀1591年を以て始めて印度の各地と通商の約を結び、蘭人に倣つて東印度商社を設け先づ蘭人と戦つて之を破り、尋いで蘭人と戦端を開きて初めは常に失敗せしと雖、後漸く勢を得て蘭領の要地を奪ひ遂に全く和蘭東印度商社を仆して更に弗人と争端を開けり。当時英人の領有は大陸にてはボムベイ、マドラス等の数市あるに過ぎざりしが、其の厩舎は遠く瓜哇、スマトラ、暹羅等の各地に建設せられたり。

第4節 (仏のインドについて——中略——引用者)」

第5節此の時に至りてクライブは東印度商社の書記としてマドラスにあり、ヂウプレーの陰謀を察して其の反対に出で仏人と通ぜるカーナチック侯を討滅してアーコット侯の急を救ひ、全く弗人の勢力を殺ぎて英人の威力を印度の全土に確立せり。」

この様な木寺柳次郎や松島剛の場合とは対照的に小川銀治郎の場合には、「古代」部分の目次構成上も「印度」の項目はなく変化が見られない。

5. 西洋史教科書の叙述内容——宗教改革について——

それではこの時期の西洋史教科書には、叙述内容の面でどのような特色が見られたのであろうか、ここでは宗教改革、とりわけ95箇条提題の掲示に至る宗教改革の発端部分を例に検討しておきたい。

宗教改革をめぐって

まず、吉国藤吉の場合を見てみよう。

「第3編近世史第1章宗教改革

耶蘇教が其創立以来千有余年の歳月を みる間には自ら因習の弊を生し、特に十字軍前後法王権の発達してよりは宗教社会にして俗事に干渉すること甚だしきに至り従て僧侶の徳義頽れ神聖なる教理は唯儀式の藪ふ所となるは自然の勢なり。(——中略——引用者) 然れども改革運動の始めて起りたるは独乙にして所謂フマニズム研究の結果として自由思想の著しく発展たるに基因す。此フマニズム研究者にして独乙の民心を動かしたるはロッテルダム府のエラスムス及ロイヒリンの二人なり、されど改革の運動に着手し始めたるは時のヴィッテンベルヒ大学の教授マルチン・ルーテルにして之が導火線とも云ふべきは謝罪券販売の一事是なり。——以下略(引用者)——」

これに対して高桑駒吉の場合には。

「第2期宗教改革よりエストファーレン条約に至る

第1章宗教改革の初期

第13世紀以来4屢々計画されたる宗教改革終に就らず、院僧侶の敗徳匪行は依然として旧態を改めず、世人の加徳力教に対する不満益々甚だしきを加へしかば、フマニスト等は烈しく之を排撃せしが、徒に現在の宗弊を嘲笑罵言するのみにして新に完全無欠の宗教を建設すべき手段を講せざりき。故を以て此の時に當り宗教改革を企つる者は必ずしも才略を要せず、不屈不撓自説を固守し之を貫徹するの熱心勇氣ありて時勢之を扶くれば其企画成就すべし。——(中略・引用者)—— 独

逸は帝国に統一的の勢力無く、皇帝は常に各侯伯と争ひ法王と結託して之を圧せしかは皇帝に対する反抗は遂に法王に移るに至れると是より先き法王が他の列国に比して多額の宗税を独逸に賦課し独逸の富は年々羅馬に吸収せられ、独逸人は法王の権力盛大なるを厭へると殊に1513年法王レオ十世の位に即くや、聖ピエトロ寺の新築に際し、蓄財を得んが為に贖罪符販売を公許し、ドミニカン派の僧ヨハン・テツェルをして之を独逸に販売せしめ、為に時人の厭悪を招けるとは、是れ独逸に宗教改革の起これる原因にして、マルチン・ルーテル単に卑しき一僧侶独逸中最小なる大学の教授、唯一に選挙侯の臣下たるの身を以て教俗に権を掌握せる堂々たる羅馬法王に向ひ满腔の熱心を以て討たれる攻撃が遂に羅馬本山の中堅を動揺せしめたる所以なり。(以下、ルターの略歴など、以下略——引用者)」

次に松島剛の場合には次のような記述となる。

「第3編近世史 宗教改革より今日に至る迄を分かちて近世史及現世史とす。其一般の傾向は小邦を合併して大国を為すに在り、政治は漸く僧侶の手を脱し、宗教的統一廢れて政治的統一起り、其主義は国力平均を以て重なるもとせり、欧州は陸地発見、通商植民に依りて諸大陸に大影響を及し、通商の繁栄と中等社会勢力の増加とは所謂工業時代なるものを生じ、物質的文明は極点に達し、而して基督教は博愛主義を拓め社会改良に就て尽せる所多し。

第1期 宗教改革よりエストファレン条約まで

第1節 十三世紀以来羅馬教会に反対する説を唱導して危禍を招ける者少なからず、英国のウィクリフ、ペーメンのフッスの如き是なり。然るに十六世紀に至り、世人概ね羅馬教会の教義に疑を挟み、已に政治権力を失へる法王は又其法権をも失はんとせり。僧侶寺院の匪行敗徳は依然として旧態を革めざるに、古文学復興は大に人智の進歩を促し、寺院僧侶の教義行為の聖書に背けるを指摘する者多く出でたり。

第2節 十六世紀の初、法王レオ十世府庫の匱乏せるを補充せんとし贖罪販売を公許し、人若し財を法王に納るれば既犯未犯の罪業を免れ得可しとせり。時に独逸ウィッテンベルク大学の神学講師にマルチン・ルーテルとて、アウグスチノス派の一僧あり。1517年(後柏原天皇永正14年)贖罪販売に反対せる九十五項の意見を、ウィッテンベルクの寺門に掲げたり。法王使いを遣しルーテルに命じて其説を唱ふると勿らしめんとせしも聴かざりしを以て之を破門せり。然るにルーテルは此令を衆中に焼却し物議騒然たり。

第3節 ——中略——引用者

第4節 ルーテルと同時に瑞西にはウルリッヒ・ツウィングリー出でて宗教改革を主唱せしが、其説く所ルーテルに比して稍々過激なりしかば両派事を共にする能はざりき。ツウィングリー戦死せし後、ジャン・ショーワン(マ——カルヴァンのこと、引用者——)仏国より来たりて此派の首領となれり此派は仏国に入りて大に勢力を得、次で和蘭に伝れり。蘇格蘭に於てはショーワンの友人ジョン・ノックス此教旨を主張し遂に一派を創めき、プレスビテリアン教と称する是なり。第2章カール五世、以下略」

それでは木寺柳次郎の場合、宗教改革についてはどのような叙述を展開していたのであろうか。

「第3編 近世史

総論 第1節 十五世紀に於ける文学科学の大進歩は世界の面目を一新し、活版・火薬・磁石針の三大発明は戦争平和に関するを問はず各種の事業に新性質を附與せしと雖も、一般人民の政治上自由に至りては却て退歩の觀ありき。各国帝王は全権を掌握するに汲々とし、機の乗ずべきあれば乃ち戦闘を開始し毫も人民の意向を察することなし。また之が為に常備軍の制起り政府をして鞏固ならしめ、国王をして其欲する所に従ひ、古来の自由制度を破壊せしめたり。然れども其変化の最も大なるは従来基督教に関する思想の革新に在りき。

第1期 宗教改革よりエストフェレン条約まで（紀元1517～同1648年）

第1章宗教改革 第1節 十三世紀以来羅馬教会に反対なる説を唱導して奇禍を招けるもの少なからず、然るに十六世紀に至り世人概ね羅馬教の教義に疑難を挟み、既に政権を失へる法王は又法権をも失はんとせり。是より先き僧侶寺院の腐敗甚だしきに、法王は之が革新を力めざるのみならず、却て宗教会議又各国政府あ撰定せる改革案に反対し、且つ法王は其権力を濫用し 各国の政治宗教に干渉して諸王侯の鬱憤を醸したり。加ふるに古文学復興は大に人智の開發を促し、活版術の發明は聖書の繙読を容易ならしめしかは寺院僧侶の行為教義の聖書に背けるを指摘する者多く出でたり。是に於て宗教改革なるもの起り、チュートン人種は概ね法王と絶ち、其法王と結べるは概ねローマンス人種のみとなれり。而して希臘人並に其隣人は土耳其人の為に屈伏せられ、露西亞人は未だ勃興せざるを以て希臘教会を念頭に措く者絶えて無かりき。

第2節 十六世紀の初レオ十世法王となるや財政を匱乏を補はんが為贖罪の販売を公許し、人若し浄財を法王に喜捨すれば既犯未犯の罪障を消滅し得べしと説けり。独逸地方に於てはテツェルなる一僧之を司り愚民を欺瞞し醜陋至らざる無かりき因てウィッテンベルヒ大学の神学教授マルチン・ルーテルは有名なる九十五条の告文をウィッテンベルヒの寺門に掲げて贖罪販売の基督教の真義に悖戻せることを弁明せり（1517年）

以上のように、ルターについて詳しく事件史的に記述するとともに、用語法の面での進展が見られ、この段階でようやく「宗教改革」と言う語が定着してきたことがわかる（別稿で指摘したように「万国史」教科書の段階では「改良」等訳語面での混乱や不統一が顕著であった）。

かつて、翻訳書「万国史」段階やごく初期の日本人執筆「万国史」教科書とは叙述内容的にも明らかに異なり、多様性ととも客観的教科書叙述が確立し始めている状況が推察される。

6. おわりに

明治20年代における日本人執筆者による「万国史」教科書の時代を経て、こうして原勇六の明治29年刊行の『西洋史』教科書以降、「西洋史」教科書の出版が増加していく。その過程で、従来「万国史」では古代オリエン特史と一括されていた古代インド史も東洋史に包摂されていくことになる。従って、「西洋史」教科書の自立は同時に「東洋史」分野での支那史からの脱却＝東洋史の成立をも促すものであったとも言えよう。

<註1> 小川銀次郎については、拙稿「教授要目の成立と旧制中学西洋史教科書」『高知大学教育実践研究』27（2013年）をも参照。そこでも言及したように、小川には一方で東洋史の教科書編纂にも携わっていた経緯と、他方で教授要目以前からその後にかけての一貫した教科書編纂事業への関わり、と言う点で注目すべき教科書執筆の実績があった。